

令和5年2月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

●香川県広域水道企業団告示第1号

令和5年2月2日午後1時30分香川県広域水道企業団議会定例会を高松市番町四丁目香川県庁本館21階特別会議室に招集する。

令和5年1月26日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

令和5年2月2日（木曜日） 午後1時30分開会

出席議員 21名

大山 一郎 君	中村 順一 君
黒島 啓 君	山田 正芳 君
樫 昭二 君	西川 昭吾 君
木村 篤史 君	吉峰 幸夫 君
竹内 俊彦 君	山本 直久 君
福部 正人 君	篠原 和代 君
間嶋 三郎 君	井上 弘志 君
浜口 恭行 君	木場 隆司 君
安井 信之 君	富田 修司 君
井上 弘治 君	眞鍋 壽男 君
合田 正夫 君	

欠席議員 6名

神内 茂樹 君	佐藤 好邦 君
楠井 常夫 君	寿賀崎 久 君
河野 雅廣 君	隅岡 美子 君

出席関係者

企 業 長 池 田 豊 人
副 企 業 長 大 西 秀 人
副 企 業 長 谷 川 俊 博
副 企 業 長 高 木 孝 征
代表監査委員 石 垣 佳 邦

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期決定の件
 - 第 3 議席の指定
 - 第 4 議案第 1 号 令和 4 年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案
 - 第 5 議案第 2 号 令和 4 年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案
 - 第 6 議案第 3 号 令和 5 年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案
 - 第 7 議案第 4 号 令和 5 年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案
 - 第 8 議案第 5 号 香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例議案
 - 第 9 議案第 6 号 香川県広域水道企業団個人情報保護条例議案
 - 第 10 議案第 7 号 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案
 - 第 11 議案第 8 号 香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第 12 発議案第 1 号 香川県広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案
-

○議長（大山一郎君）御起立願います。御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君）御着席ください。開会に先立ちまして、企業長から、今期定例会招集の御挨拶があります。

池田企業長。

（企業長池田豊人君登壇）

○企業長（池田豊人君）皆様方には、令和 5 年 2 月香川県広域水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の県内は、記録的な少雨の年であり、また、香川用水の水源である早明浦ダムの上流域におきましても少雨傾向が続き、香川用水の取水制限が過去最長の 215 日間継続する大変厳しい状況でございました。このような中、県におきましては、県内における水需要への対応を図るため、香川用水調整池・宝山湖から取水するとともに、緊急時対応

として、試験湛水中の栴川ダムからも、関係者の御理解をいただきながら、渇水対策容量を水道用水として活用するなど、様々な方法により全力を挙げて渇水対策に取り組んだところでございます。

県内における少雨傾向は、今年に入ってから継続しておりまして、現在、香川用水の取水制限は実施されていないものの、県内の水源におきましては、貯水率が平年を大幅に下回っている箇所もございます。企業団や一部の市町におきましては、現在も渇水対策本部が設置されており、企業団におきましては、市町とも連携して節水の広報を行っております。また、県民生活や産業活動への直接的な影響を回避するために、予備水源の活用や水融通などに取り組んでいるところであります。今後とも、県や市町と緊密に連携して、適切に対策を講じてまいります。

今議会に提案いたしました議案は、予算議案4議案、予算外議案4議案でございます。

まず、予算議案につきましては、第1号議案は、水道事業に係る令和4年度補正予算、第3号議案は、同事業に係る令和5年度当初予算に関するものでございます。ともに損益ベースでは大変厳しい見通しとなっており、先行きが懸念されるところでございます。こうした中ではございますが、昨年11月議会で御報告した基本計画のローリングの内容を踏まえまして、広域水道施設整備事業や経年施設更新整備事業を着実に進めてまいります。また、危機管理への対応として、渇水や地震等の災害に関するハード、ソフト両面での対策を進めてまいります。

また、第2号議案は、工業用水道事業に係る令和4年度補正予算、第4号議案は、同事業に係る令和5年度当初予算に関するものであります。

次に、予算外議案につきましては、令和10年度の料金統一に向けて、料金の見直しの検討やその他企業団が取り組む諸課題に係る企業長からの諮問に応じ、調査審議を行う附属機関を設置するための「香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例議案」のほか、「香川県広域水道企業団個人情報保護条例議案」、「香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案」及び「香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案」であります。

議案の内容につきましては、後ほど、高木副企業長から御説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては、御審議の上、よろしく御議決賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。

(降壇)

○議長(大山一郎君)ただいまから令和5年2月香川県広域水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配付のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。職員に朗読させます。

(職員朗読)

諸般の報告

1、企業長から、地方自治法第 292 条において準用する同法第 149 条及び地方公営企業法第 39 条の 2 の規定に基づく議案 8 件を受理いたしました。

1、監査委員から、地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条及び第 235 条の 2 の規定に基づく報告 4 件を受理いたしました。

1、会議規則第 21 条の規定に基づく発議案 1 件を受理いたしました。

以上

○議長(大山一郎君) 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長(大山一郎君) 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により、議長において指名いたします。山田正芳君、福部正人君、安井信之君の 3 名を指名いたします。

○議長(大山一郎君) 次に、日程第 2、「会期決定の件」を議題といたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大山一郎君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長(大山一郎君) 次に、日程第 3「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第 2 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。議席は、ただいま御着席の氏名標のとおり指定いたします。

○議長(大山一郎君) 次に、日程第 4、議案第 1 号から日程第 11、議案第 8 号までを一括議題といたします。副企業長の提案理由の説明を求めます。

高木副企業長。

(副企業長高木孝征君登壇)

○副企業長（高木孝征君）今定例会に提案いたしました議案は、予算議案4議案、予算外議案4議案の8議案であります。

お手元御配付の「議案の概要」により御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。まず、予算議案は、第1号議案から第4号議案までの4議案でございます。第1号は水道事業会計、第2号は工業用水道事業会計の令和4年度補正予算、第3号、第4号は両会計の令和5年度当初予算議案でございます。

3ページをお開き願います。「令和4年度補正予算の概要及び令和5年度当初予算の概要」についてでございます。

まず、水道事業会計について、1の業務量につきましては、令和5年度の給水戸数は前年度当初から5万7,000戸の増となっておりますが、これは、事業体により異なっていた算出方法を令和3年度決算から調定戸数に統一したことによるものであり、実質的には微減と見込まれます。

給水人口、給水量、有収水量は、おおむね前年度から微減であります。

また、有収率は、水道メーターの検針サイクル統一の影響を除けば、直近2年間の実績値が88%前半で推移しており、これも踏まえてほぼ同水準としております。

4ページをお開き願います。2の予算見積、(1)概況についてであります。

表の中段、収益的収支の収支差引は、消費税込みで、4年度2月補正後6億円余の黒字、5年度当初8億円余の黒字となっております。

このうち、給水収益は、4年度は211億円余、5年度は214億円余を見込んでおります。

なお、収支差引を税抜額で示しますと、収益的収支差引の行の上段のカッコ内のとおり、4年度は6,000万円余の黒字、5年度は9,000万円余の黒字となります。税込み、税抜きでかなりの差が生じますが、これは、主に税込みでは給水収益(料金)に係る預かり消費税が反映されることに起因したものです。

このため、経営成績をより客観的に示すのは税抜きです。税抜きではかろうじて黒字であり、後程御説明する個々の事業体の状況も鑑みると、かなり厳しい状況と認識しています。

また、表の中で補正後比と当初比の列をそれぞれ破線と二重線で囲っており、下側の5ページの主な増減理由の部分と対照させています。主な増減理由につきまして、5ページに記載のとおり、二つ目の●、破線の四角枠で囲っております4年度2月補正後につきましては、支出のうち営業費用の動力費について、電力料金の値上げに伴い1億3,200万円

を、渇水対策費について予備水源の取水費用等のため 7,400 万円を追加計上いたしております。

また、一つ目の●、二重線の四角枠で囲っております、5年度当初では、収益的収支の収入にありますように、給水収益につきまして、人口減少等の影響により 3億 6,900 万円減少しております。

なお、土庄事業体において、この4月から 20%の料金改定を実施いたします。

また、支出では、4年度と同様に、営業費用の動力費について、電力料金の値上げに伴い 2億 7,900 万円増加いたしております。

4ページに戻っていただきまして、次に、資本的収支の支出についてです。

そのうち、建設改良費は、4年度2月補正後は 140 億円余、5年度当初は 146 億円余でございまして、いずれも工事請負費が減少することなどにより、補正後は 14 億 6,500 万円、当初は 9 億 3,000 万円減少しております。

財源につきましては、企業債は 4年度2月補正後 37 億円余、5年度当初 46 億円余、また、国庫補助金は 4年度2月補正後 9 億円余、5年度当初 12 億円余を予定しております。

なお、資本的収支の不足額は、表、最下段の収支差引のとおり、4年度2月補正後 117 億円余、5年度当初 112 億円余であり、いずれも表の下の※のとおり、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

6ページをお開き願います。(2)の財務についてでございます。

表の下の(注)に記載のとおり、香川県水道広域化基本計画における、旧事業体ごとの区分経理満了時の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を 3.5 倍以内、同じく内部留保資金の比率を 0.5 程度といたしておりますが、企業団全体での5年度末の見込みは、企業債残高の比率が 2.84 倍、内部留保資金の比率が 0.93 倍となっております。

恐れ入りますが、ここで、別葉の「令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算参考資料」で御説明させていただきます。

お開き願います。1ページでございます。まず、令和5年度当初予算の各事業体の状況でございます。

太枠で囲っております損益の部分についてです。先ほど御説明したとおり、企業団全体では税抜きで 9,300 万円の黒字でございますが、右に移っていただき、2ページにかけまして、各事業体ごとの損益を示しております。

御覧のとおり、かなりの事業体(8事業体)が赤字となっております。企業団全体では、

かろうじて黒字ですが、厳しい事業体が増えている状況が見て取れます。

なお、琴平事業体は、財務の内部留保資金がマイナスになっており、予算上、資金ショート状態であり、また、先行きも厳しい見通しであることから、具体的な財源確保対策について、琴平町と協議中です。

3 ページをお開き願います。4 年度 2 月補正後の状況でございますが、5 年度当初予算とほぼ同じ状況でございます。

恐れ入りますが、「議案の概要」に戻っていただきたいと思えます。7 ページでございます。

3 の主要施設整備事業、(1)の概況についてであります。

主要な施設整備事業の事業費は、表の中段、計のとおり、4 年度 2 月補正後が 129 億円余、5 年度当初 134 億円余であり、主な内容は、表の下の(注1)から3までに記載しておりますとおり、管路の新設や更新を始め、浄水施設や送水施設の更新等を予定いたしております。

また、これらの財源には、国庫補助金、企業債、自己財源等を充てることとしており、国庫補助金のうち、交付金(生活基盤施設耐震化等交付金)につきましては、国の採択率を、現在の状況を踏まえて 100%と見込んで算定しております。

8 ページをお開き願います。(2)で主な施行計画を記載してございます。

まず、①の広域水道施設整備事業につきましては、東讃ブロックの東讃地区広域監視システム設置工事、小豆ブロックの肥土山浄水場更新工事、高松ブロックの東部浅野線導水管新設工事等、広域的な水融通を円滑に行うために必要な施設の整備等を実施するものでございます。

次に、9 ページを御覧ください。②の経年施設更新整備事業につきましては、更新基準を設定し、施設の重要度や優先度、事業の平準化等を考慮して実施するものでございまして、ここでは、12 ページにかけまして、5,000 万円以上の工事について記載いたしております。

なお、○印を付したものは、耐震化に係る事業でございます。

12 ページをお開き願います。③のその他建設改良事業につきましては、管路等支障移転として 11 億 3,700 万円余を計上しており、道路、下水道の工事施工に伴い支障となる管路を移転するものでございます。

次に 13 ページを御覧ください。工事に伴う負担金でございますが、香川用水施設緊急対

策事業につきましては、水資源機構が行う香川用水高瀬支線水路等の老朽化・耐震化対策に係る費用負担を行うものです。

五名ダム再開発事業負担金につきましては、異常渇水時における香川用水調整池（宝山湖）からの水道用水供給を延命することを目的に、1.4万立方メートルの渇水対策容量を位置付けることとしたものであり、これに伴い発生する企業団の負担金を計上するものがあります。

五名ダム全体事業費、275億円の0.33%、約9,000万円余を事業期間全体で企業団が負担することとなりますが、令和5年度の負担金としましては500万円余、このうち170万円を県費補助として見込んでいます。

14ページをお開き願います。4の危機管理対策でございますが、各災害区分においてハード、ソフト両面で対策を進めてまいります。

まず、共通対策として、ハード面で緊急導水管路の整備、ソフト面では、危機管理体制の整備・拡充のうち、応急給水体制につきましては、大規模災害発生時には、企業団が応急給水所までの水道水運搬を担うこととなりますが、応急給水所の運営につきましては、市町や自主防災組織の協力が必要不可欠であると考えており、体制の構築等に向けた検討に当たっては、市町に対して引き続いての御協力をお願いしているところです。

また、渇水対策として、ソフト面で水資源の有効活用の検討を、地震対策として、ハード面で基幹管路や浄水場施設等の耐震化を進めてまいります。

さらに、風水害対策として、ハード面で非常用発電機の更新整備、及び浸水想定区域内の水道施設の浸水対策を、漏水対策として、ソフト面で、計画的な漏水調査の実施により、有収率の向上を図ってまいります。

15ページを御覧ください。5の基本計画関係のうち、統一料金検討につきましては、令和10年度の料金統一に向け、段階的に検討を進めてまいります。

また、次期施設整備計画の策定につきましては、料金統一に向けてのスケジュールと整合性を取りつつ、次期施設整備計画の策定や現・施設整備計画の見直しを行い、水道事業変更認可に向けた諸準備を進めるものでございます。

なお、次期施設整備計画につきましては、頻発化する香川用水の取水制限など、社会情勢の変化に対応するため、施設の効率的な運用・管理に主眼を置いたこれまでの計画に加え、香川用水の活用、香川用水と自己水源の水融通など、渇水リスクへの対応等に着目し、検討を進めているところです。

後程、今後のスケジュールについて御説明いたします。

次に6の債務負担行為のうち主なものでございます。令和4年度2月補正で浅野浄水場普通沈殿池築造工事及びその関連工事について追加するものでございまして、3年度に契約し、4年度までを工期としておりましたが、今年度の香川用水の取水制限に伴い工期を延長するとともに、地質調査の結果を踏まえて工事費の増額を行うものです。

また、関連する機械設備工事及び電気工事についても築造工事にあわせて同様の工期延長を行うものでございます。

水道事業については、以上でございます。

次に、17ページからは工業用水道事業会計についてでございます。1の業務量につきましては、令和5年度の給水事業所数は、42事業所で、2事業所の増、また、年間給水量は2,000万立方メートル余で、前年度から微増を見込んでおります。

18ページをお開き願います。2の予算見積、(1)概況についてであります。

まず、表の中段、収益的収支の収支差引は、消費税込みで、4年度2月補正後が7,100万円の黒字、5年度当初が8,400万円の黒字となっております。

このうち給水収益は、4年度2月補正後が7億5,800万円、5年度当初が7億5,500万円を見込んでおります。

次に、資本的収支の支出、建設改良費は、4年度2月補正後が4億7,000万円、5年度当初が1億8,700万円でございます。

なお、資本的収支の不足額は、4年度2月補正後が4億9,300万円、5年度当初が2億9,900万円であり、表の下の※のとおり、いずれも損益勘定留保資金等で補填するものでございます。参考までに、水道事業と同様に、収支差引を税抜き額で示しますと、収益的収支差引の行の上段のカッコ内のとおりとなっております。

20ページをお開き願います。3の主要施設整備事業、(1)概況についてであります。

主要な施設整備事業の事業費は、表の中段、計のとおり、4年度2月補正後が4億5,500万円、5年度当初が1億7,100万円。これらの財源には企業債、国庫補助金、自己財源を充てることとしております。

21ページを御覧ください。(2)の主な施行計画でございますが、①経年施設更新整備事業として、綾川浄水系配水幹線配水管更新工事を予定しておりますほか、②のその他建設改良事業として、独立行政法人水資源機構が行う香川用水施設緊急対策事業に対して、水道事業と合わせて費用負担を行うものでございます。

4の危機管理対策として、ハード面で配水幹線等区間における配水管路や浄水場施設等の更新・耐震化を進めるとともに浄水場等の停電対策を行うこととしております。

予算議案の概要につきましては以上でございます。

引き続き、予算外議案のうち「水道事業等審議会条例議案」について御説明いたします。

22ページをお開き願います。第5号議案の「香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例議案」は、料金の見直しの検討その他香川県広域水道企業団が取り組む諸課題について諮問することを可能とすることにより、水道事業の経営等について、その円滑な実施を図ることを目的として、企業長の当該諮問に応じ調査審議を行う附属機関として香川県広域水道企業団水道事業等審議会を設置するため、この条例を制定するものでございます。

主な制定内容といたしましては、審議会は、委員10人以内で組織すること等でございます。施行期日は、令和5年4月1日としています。

引き続き、「料金統一化、基本計画関係スケジュール」について説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の参考資料、「料金統一化、基本計画関係スケジュール」を御覧ください。

料金統一化につきましては、「香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例」の施行を受けて、令和5年度には、「香川県広域水道企業団水道事業等審議会」を設置し、「料金統一のあり方」を諮問いたします。

令和5年度中は、計3回程度の会議を予定しています。

令和6年度にかけまして、統一料金基本方針(案)策定に向けて、運営協議会や企業団議会のご意見を伺いながら、審議を進めてまいります。その後は、令和8年度・秋の企業団議会における条例提案に向けて、手順を踏んで進めてまいります。

施設整備計画、財政収支見通しについては、料金統一化スケジュールと整合性をとって、一体的に検討いたします。

また、今回の予算や昨年の基本計画ローリングを踏まえると、厳しい見通しの事業体はいくつかあり、企業団全体としても施設整備計画の財源確保が重要な課題となっていることから、令和6年度には、各事業体の令和9年度までの施設整備計画の見直しを行うとともに財源確保のあり方も整理するなど、施設整備の推進と2指標の達成に向けた令和9年度までの見通しを立てることとしております。

このように、令和6年度は節目の年となります。

なお、厳しい見通しの事業体については、当該市町に適宜情報提供し、その都度協議さ

せていただきます。

令和7年度には、次期施設整備計画及び令和10年度以降の財政収支見通しを策定するとともに、国に水道事業変更認可申請を行います。

なお、表の下の(注)に記載のとおり、料金統一化の重要性に鑑みると、市町議会への情報提供も必要と考えており、企業団議員の皆様とも協議の上、取り組んでまいります。

料金統一化、基本計画関係スケジュールにつきましては、以上でございます。

引き続き、「水道事業等審議会条例議案」以外の条例議案について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、「議案の概要」の22ページにお戻りください。

まず、第6号議案「香川県広域水道企業団個人情報保護条例議案」でございます。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正され、同法において、個人情報の保護に関する全国的な共通ルールが定められたことに伴い、同法で定める規定と重複するものについて削除し、同法において条例に委任された事項を定める法施行条例に改める等のため、「香川県広域水道企業団個人情報保護条例」の全部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、手数料について定めること、香川県広域水道企業団個人情報保護審議会等に関する規定の改廃を行うこと等でございます。

施行期日は、令和5年4月1日としています。

23ページを御覧下さい。第7号議案、「香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案」でございます。

国家公務員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、当該定年を基準として定めるものとされる香川県広域水道企業団の職員の定年を段階的に引き上げるため、並びに地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する等のため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、職員の定年について、「年齢60年」を「年齢65年」に段階的に引き上げること等でございます。

施行期日は、令和5年4月1日としています。

第8号議案の「香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案」は、「特別職の職員の給与に関する法律」の一部が改正されたことを考慮し、企業長が指定する副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うものでござい

す。

施行期日は、令和4年12月に支給する期末手当に係る改正は同年12月1日から適用することとし、その他の改正は令和5年4月1日としています。

条例議案につきましては、以上でございます。

以上、提案いたしました議案につきまして、その要旨を御説明いたしました但、議員の皆様方におかれましては、御審議のうえよろしく御議決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

(降壇)

○議長(大山一郎君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただ今より、質疑及び一般事務に関する質問を行います。

通告のありました、檜昭二君の発言を許可いたします。

檜昭二君。

(檜昭二君登壇)

○檜昭二君 議長よりお許しをいただきましたので、企業長に以下3点をお尋ねいたします。

第1は、水道料金統一への取り組みについて、2点お尋ねします。

1つは、審議会のあり方についてです。

料金統一化、基本計画関係スケジュールでは、今議会での香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例を制定し、令和5年度に審議会を設置し、令和8年度に料金制度成案を作成し、令和9年度にユーザーへの周知、令和10年度より統一料金スタートとなっておりますが、私は審議会での審議はオープンにすべきと考えます。

そこで、①審議会を傍聴可能とすること、②審議会の委員に公募の委員を入れること、③審議内容や資料はホームページ等で公開すること、以上3点を提案いたしますが、企業長のお考えをお示してください。

また、水道料金は直接県民の生活に影響するものであり、県民の関心も高いことから、企業団議会、各自治体の長からなる運営協議会にも定期的に審議経過の報告がなされ、必要に応じて、意見の述べられる場も必要だと思います。審議会の審議の内容について、報告・意見聴取の場を企業団議会、運営協議会で設定すべきと思いますが、企業長のお考えをお示してください。

2つ目は料金改定制度と並行して、水道事業への理解を県民に求める積極的取り組みを行うことについてです。

「水」は国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであり、水道水もお金で買う商品ではなく「公共財」として将来にわたってすべての人が恩恵を受けられるようにすべきです。料金改定への県民の理解を求める取り組みとして、こういった広い観点で、水道事業の現状、今後めざす方向、財政計画等を周知し、県民に理解を求める取り組みが必要と考えます。

そこで、①企業団のホームページには、現在、浄水場運転実績や水源地、水質管理計画等の情報が記載されていますが、今後さらに市町別、浄水場別の配水量実績を加え、県民が「自分の飲み水はどこから来ているのか」「どうやって安全性が確保されているのか」という視点で関心をもって見るができるよう編集し発信すること、②各ブロック統括センターごとに行われている「地区別意見交換会」において、そのブロックでの水源、浄水場運転状況や水質管理がどうなっているかなどの報告を行うこと、③その他、県民に水道事業を知ってもらい積極的な取り組みを行うこと、以上3点について企業長の御所見をお示しください。

第2は、水道技術を継承できる職員体制の構築についてです。

令和4年度までに15名の職員を企業団として採用されたようですが、他の職員は、県、市、町からの派遣のままです。水道事業のプロを養成できることが、企業団としてのメリットとされていますが、身分移管が進まない限り、この有用性を発揮できず、合わせて市や町の水道事業に精通した職員がいなくなり、技術の継承も危ぶまれるのではないのでしょうか。水道事業を継承できる職員体制の構築に向けての今後の対応について企業長にお尋ねいたします。

第3は、五名ダムについてです。

企業団になって以降、ダムの再開発事業に水道事業として参加することの取りやめを決定していましたが、再び備蓄水源を設けるとして参加することになったのはなぜでしょうか。異常渇水が発生することは、参加を取りやめた時点でもわかっていたはずですがどうしてでしょうか。

五名ダム再開発事業は275億円の予算であり、企業団の負担は先程、副企業長から説明がありましたように0.33%、約9,000万円ということで調整ができているようではありますが、五名ダムに新たな利水を求めなくても広域融通で他の自己水源等からまかなうことができるのではないかと思います。企業長にお答えいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

(降壇)

○議長（大山一郎君）理事者の答弁を求めます。

池田企業長。

（企業長池田豊人君登壇）

○企業長（池田豊人君）樞議員の御質問にお答えいたします。

まず、料金統一の取り組みに関しまして、審議会のあり方についての御質問がございました。

審議会におきましては、会議の透明性を確保し、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給するという水道広域化の目的を踏まえつつ、県民の幅広い意見が総合的に反映されることが必要と考えております。

このことから、会議の傍聴や会議録、会議資料のホームページ等による公表につきましては、当該審議会で毎回決定していただくこととなりますけれども、透明性を確保する観点から、原則公開することが望ましいと考えております。

また、審議会委員の選任に当たりましては、本県の水道事業広域化に精通した方、各界の有識者、水道使用者など、幅広い分野から適任者を選任したいと考えておりますけれども、委員の公募につきましては、委員の人選を進めていく中で検討してまいります。

また、料金統一化の進捗に応じまして、運営協議会や企業団議会に御説明し、御意見を伺いながら、御審議を進めていくことにしたいと考えております。料金統一化の重要性に鑑みまして、各市町議会への情報提供にも努めてまいります。

次に、料金統一の取り組みについての水道事業への理解を県民に求める積極的な取り組みについての御質問がございました。

まず、ホームページによる情報発信につきましては、今年1月から各ブロックの主要な浄水場につきまして、その所在地、最大給水能力、主な水源、給水エリア等の情報をホームページに掲載をし、情報発信に努めているところでございます。

各浄水場の配水量実績につきましても、近々に令和3年度実績が国や県におきまして統計資料として公表されますので、それにあわせてホームページに掲載をする予定でございます。

また、各ブロックごとに実施しております地区別意見交換会につきましては、地域の実情をより理解していただくにはどのような情報が必要か、参加される委員の皆様の実情を伺い、それを踏まえて対応してまいりたいと思っております。

なお、県民に水道事業を知ってもらう積極的な取り組みにつきましては、広報紙「水まち通信」や企業団ホームページを活用して、県民により分かりやすい情報発信に努めてまいります。

次に、水道技術を継承できる職員体制の構築についての御質問がございました。

現在、企業団職員のほとんどは構成団体である県、市、町からの派遣職員でありまして、従事する職員の退職者が増加する中、次世代への技術の継承も課題となっていると認識しております。

こうしたことから、派遣職員の企業団への身分移管が急がれるところでございますが、職員の身分や労働条件を定めるに当たり、関係者と調整を行っており、調整ができ次第、派遣職員の意向を確認した上で、身分移管を行うことにしております。

一方、水道事業のプロフェッショナルを確保、育成するため、令和元年度から職員採用試験を実施しております。今年度も、10名程度の職員を確保するため、現在、追加募集による職員採用試験も実施しているところでございます。

技術職の新規採用職員に対しては、配属先でのOJTに加え、本部職員がブロック統括センター職員に標準的な業務の進め方や手法を指導するなど、必要な基礎的知識や能力の取得促進に努めているところでございます。

なお、企業団職員の約4割を占める高松市の派遣職員につきましては、水道事業職員として採用された方が大多数であり、採用時から水道事業職員として勤務をされてきております。今後とも企業団の中核的な役割を担っていただけるものと考えております。

次に、五名ダムについての御質問がございました。

五名ダム再開発事業につきまして、企業団事業開始後に、東かがわ市の水需給予測を再検討いたしまして、需要量が供給量を下回る予測となりましたので、新規水道水源としての参画を取り止めたところでございます。

その一方で、早明浦ダムを水源とする香川用水の取水制限が頻発化している状況を踏まえまして、異常渇水による県民生活への影響を緩和する方法として、香川用水調整池（宝山湖）からの水道水供給の延命を図る目的で、上水専用の渇水対策容量を新たに位置付けることとし、昨年11月の企業団議会におきまして、御説明させていただいたところでございます。

五名ダムは香川県の東端（東の端）に位置しており、効率性、経済性の観点で、他の自己水源の配水エリアとの水融通を図ることは困難な地理的状况にございます。

そこで、香川用水からの供給エリアと五名ダム再開発からの供給可能エリアが重複しているエリアに対しまして、五名ダムから水道水を供給するための容量を確保することは、異常渇水時の更なる備蓄水源確保として有効な対策であると考えております。

このように、県民生活に与える渇水の影響を少しでも軽減できるよう、五名ダムで渇水対策容量の確保をしたところでございます。

(降壇)

○議長（大山一郎君）理事者の答弁は終わりました。

以上で、通告による質疑及び一般事務に関する質問は、終わりました。

お諮りいたします。

これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大山一郎君）これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたします。

○議長（大山一郎君）日程第4、議案第1号から日程第11、議案第8号までに対する討論は、通告がありませんので、これより、議案の採決に入ります。

まず、議案第1号及び第2号を一括して起立により採決いたします。

これらの2議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大山一郎君）起立全員、よってこれらの2議案は、いずれも原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）次に、議案第3号及び第4号を一括して起立により採決いたします。

これらの2議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大山一郎君）起立多数、よってこれらの2議案は、いずれも原案のとおり可決する

ことに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）次に、議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君）起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）次に、議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君）起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）次に、議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君）起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）次に、議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君）起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）次に、日程第12、発議案第1号、香川県広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案を議題といたします。

本発議案の提出者及び案文は、配付のとおりであります。

○議長（大山一郎君）お諮りいたします。

本発議案については、提出者の説明を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大山一郎君）御異議なしと認め、そのように決定いたします。

本発議案については、討論の通告がありませんので、直ちに起立により採決いたします。

本発議案第1号を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君）起立全員、よって本発議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大山一郎君）以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます。

御起立願います。御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君）御着席ください。これをもって、今期定例会を閉会いたします。

午後2時17分閉会

會議録署名議員

議 長 大 山 一 郎

議 員 山 田 正 芳

議 員 福 部 正 人

議 員 安 井 信 之